

## 東京甲南会会則

### 第1条

本会は東京甲南会と称し、事務所を東京都内に置く。

### 第2条

本会は会員相互並びに母校との親和を図ることを目的とする。

### 第3条

本会は次の者を以って会員とする。

- (1) 甲南学園卒業生中、東京及び関東一円の在住者
- (2) 甲南学園に在籍した者で幹事会の承認を得た者

### 第4条

本会は東京及び関東一円に在住の次の者を以って客員とすることができる。

- (1) 甲南学園旧教職員
- (2) 本会または学園に功績ある者

### 第5条

本会に次の役員を置く

会 長：1名 副会長：3名以内

幹 事：若干名

評議員：原則として各卒業年次より1名以上

監 事：3名以内

会長、副会長及び監事は評議員会で選出し、幹事並びに評議員は会長が会員の中より依嘱する。

幹事は幹事会を構成し、当会の運営に関する実務を担当する。

評議員は評議員会において幹事会より当会運営状況の報告や提案を受け、その審議、承認を行うと共に、自ら提案、助言、勧告を行うことができる。

役員の任期は2年とする。但し留任をさまたげない。

役員選任の結果については総会において会員に報告するものとする。

### 第6条

本会は次の行事を行う。

- (1) 総 会 (年1回)
- (2) 評議員会 (定例年1回の外、必要ある場合)
- (3) 月例会 (原則として月1回)
- (4) 新春交歓会
- (5) 甲絆会例会
- (6) 女子部会例会 (年1回)
- (7) 甲平会例会
- (8) 新春寮歌祭イン甲南

- (9) サマーパーティ
- (10) 秋の講演会
- (11) その他(年次会、地域の集い)

幹事会は評議員会において前年度の行事及び決算並びに当年度の行事計画及びその他必要事項について報告、提案を行いその承認を経て総会においてこれらにつき報告を行う。

但し決算については報告に先立って監事の承認を経なければならない。

#### 第7条

会員は会費として年額3千円を納入するものとする。但し、甲絆会(77才以上の方々に組織された会)に所属する会員並びに学生会員は会費を免除する。

#### 第8条

本会の会計年度は毎年10月1日に始まり翌年9月30日を以て終わるものとする。

#### (付則)

本会則の改訂は幹事会が立案し、評議員会において、出席評議員の過半数の承認を以て行う。

以上

制定 昭和43年10月18日

改定 昭和47年9月28日

昭和55年6月26日

昭和63年5月18日

平成07年5月18日

平成08年5月22日

平成25年7月23日